



宮 崎 県 公 報

令和6年9月9日(月曜日) 第542号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁	公 告	頁
○都市計画の変更(8件)……………(都市計画課) 1		○不服申立ての処理状況……………(総務課) 3	
		○落札者等の公告……………5	

告 示

宮崎県告示第 481号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路

- (2) 名称
3・4・38号大久保木崎線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市清武町今泉岡甲、今泉岡ノ下甲及び今泉上釘原甲の各一部

- (2) 削除する部分
宮崎市清武町今泉岡甲、今泉上釘原甲及び岡3丁目の各一部

宮崎県告示第 482号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路

- (2) 名称
3・5・37号西新町尾ノ下線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市清武町船引新川の一部

- (2) 削除する部分

宮崎市清武町船引三角田及び正手1丁目の各一部

宮崎県告示第 483号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、日向市都市政策課及び門川町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
日向延岡新産業都市計画道路

- (2) 名称
1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
東臼杵郡門川町大字加草字米田、字加草口、字柳ヶ谷、字梅田、字倉谷、字京手及び字霜月田、同町大字門川尾末字宮ノ迫、字地蔵面、字弓田、字堂ノ本、字由良ノ口、字西又、字黒岩谷、字森ノ前、字堀ノ内、字宮ノ脇、字下宮川内及び字分蔵、日向市大字日知屋字西の迫、字団子の越、字淀原、字ホセキギワ、字古屋敷及び字池の内、同市大字富高字程ヶ迫、字板平、字鍛冶屋ヶ原、字前原、字山田、字北の迫、字長迫、字山下、字鶴ノ田、字上切畑、字上鷹巣及び字下切畑、同市大字塩見字上切畑、字駄撃原、字蔵ノ後、字古城内、字上ノ坊、字坊ノ下、字瀬ノ口、字清水、字下中野、字上中野及び字権現原山添、同市大字財光寺字大谷尻、字樋ノ口及び字三ツ枝、同市大字平岩字下ノ原、字恵良ノ田、字北前田、字ジデン、字山ヶ田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字深田、字清水ノ元、字坂ノ下、字馬込、字馬込奥、字馬込南畑、字カナヂ藪、字岡、字谷口、字平尾、字本村、字コウ地、字中の別府、字ミコノ子、字金ヶ浜、字加原、字ナガツ、字中高鳥、字上高鳥、字下高鳥、字西鳥越及び字片平山、同市大字幸脇字西境川、字宮田及び字天狗日暮、同市美々津町字美山ヶ辻及び字麻附並びに同市東郷町山陰字落鹿、字日平、字山ノ口及び字向ヲ原の各一部

- (2) 削除する部分

なし

宮崎県告示第 484号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
西都都市計画道路

- (2) 名称
1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
西都市大字岡富字宮ノ東、字岡富、字宮ノ前、字船倉下、字船倉、字下藪太郎、字上藪太郎及び字蔵ノ向並びに同市大字黒生野字蔵向の各一部

- (2) 削除する部分
なし

宮崎県告示第 485号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び高鍋町建設管理課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
高鍋都市計画道路

- (2) 名称
1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原、字五郎丸、字野首、字北中原、字下老瀬坂上、字南中原、字下耳切、字牛牧原、字北唐木戸、字東小並、字西小並、字黒土田、字市ノ山、字牧内及び字塚谷の各一部

- (2) 削除する部分
なし

宮崎県告示第 486号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び新富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
新富都市計画道路

(2) 名称

- 1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

児湯郡新富町大字新田字音明寺、字下迫口、字下谷川、字大牟田、字新橋、字下出口、字中原、字大中原、字吐合、字前原、字岩瀬、字上新開、字一丁田、字勘大寺、字駒取場、字永牟田、字尾小原、字出口、字向原、字綿打、字下川、字石田、字花蘭、字部頭迫、字西河原及び字土橋の各一部

(2) 削除する部分

- なし

宮崎県告示第 487号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び川南町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
川南都市計画道路

- (2) 名称
1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

児湯郡川南町大字川南字宮田上、字八幡山、字上の原北分、字上の原南分、字込の口土尻、字黒岩、字黒岩北、字明野、字内野丸、字宮田、字山ノ口、字蟻の草、字谷の口、字野中、字山瀬谷、字市納上、字松尾谷、字幟立、字天神本、字赤石、字境谷下、字鶴戸の本、字北原、字丸尾、字前久保、字須田久保、字前の田、字赤坂下、字前の田村下、字東国光、字山下道上、字国光原、字湯牟田、字尾花坂上、字尾花西平及び字角谷の各一部

(2) 削除する部分

- なし

宮崎県告示第 488号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び都農町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
都農都市計画道路

- (2) 名称
1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

児湯郡都農町大字川北字境谷、字舟川、字舟川前田、字舟川

中原、字舟川尾立、字榎谷、字西尾立、字内野後原、字西原、字宮原、字下原、字寺下、字西の郡、字井出ヶ平、字木戸平、字荒崎平、字馬場口、字菰生尾立、字俣石、字湯牟田、字朝草原、字竜ヶ平及び字尾立の各一部

(2) 削除する部分
なし

公 告

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の規定により、令和5年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

令和6年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

不服申立てに係る処分又は不作為 (根拠法令)	審 査 庁	不服申立て年月日	審 理 員 意 見 書 提 出 年 月 日	宮 崎 県 行 政 不 服 審 査 会			裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答申の内容		
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和2年 10月13日	令和4年 11月7日	令和4年 11月15日	令和5年 3月27日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 5月17日	棄却
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和2年 10月13日	令和4年 11月7日	令和4年 11月15日	令和5年 3月27日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 5月17日	棄却
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和2年 10月13日	令和4年 11月7日	令和4年 11月15日	令和5年 3月27日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 5月17日	棄却
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和3年 6月11日	-	-	-	-	-	-
保護変更申請却下決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和4年 3月7日	令和5年 6月2日	令和5年 6月20日	令和5年 9月13日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 10月2日	棄却
身体障害者手帳再交付決定処分（身体障害者福祉法）	宮崎県知事	令和4年 5月23日	令和4年 10月18日	令和4年 11月29日	令和5年 3月27日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 4月20日	棄却
障害児福祉手当有期再認定却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	宮崎県知事	令和4年 6月14日	-	-	-	-	-	-
原状回復命令（宮崎県港湾管理条例）	宮崎県知事	令和4年 6月28日	令和5年 1月27日	令和5年 2月1日	-	-	-	-
戒告処分（行政代執行法）	宮崎県知事	令和4年 6月28日	令和5年 1月27日	令和5年 2月1日	-	-	-	-
障がい福祉に関する処分	宮崎県知事	令和4年 7月19日	令和5年 1月13日	令和5年 1月24日	令和5年 3月28日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 5月25日	棄却
障害児入所給付費負担上限額の決定に係る処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和4年 9月8日	令和5年 1月27日	令和5年 1月31日	令和5年 3月28日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 5月23日	棄却
行政代執行処分（行政代執行法）	宮崎県知事	令和4年 9月22日	令和5年 1月27日	令和5年 2月1日	-	-	-	-

特別障害者手当認定請求却下処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	宮崎県知事	令和4年 11月16日	令和5年 7月4日	令和5年 7月26日	令和5年 9月25日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 12月18日	棄却
精神障害者保健福祉手帳交付決定 処分(精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律)	宮崎県知事	令和4年 12月7日	令和5年 4月28日	令和5年 5月9日	令和5年 9月11日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 11月1日	棄却
費用返還決定処分(生活保護法)	宮崎県知事	令和4年 12月30日						取下げ
要介護状態区分の認定処分(介護 保険法)	宮崎県介護保険審 査会	令和5年 1月4日						取下げ
身体障害者手帳再交付決定処分(身 体障害者福祉法)	宮崎県知事	令和5年 1月26日						取下げ
介護保険料特別徴収(仮徴収)開 始の通知(介護保険法)	宮崎県介護保険審 査会	令和5年 2月28日					令和5年 7月10日	棄却
行政庁の行為	宮崎県知事	令和5年 4月3日					令和5年 5月25日	却下
行政庁の行為	宮崎県知事	令和5年 4月7日					令和5年 5月26日	却下
行政庁の行為	宮崎県知事	令和5年 4月7日					令和5年 5月26日	却下
債権差押処分(地方税法)	宮崎県知事	令和5年 4月18日						取下げ
債権差押処分(地方税法)	宮崎県知事	令和5年 5月15日	令和5年 12月15日	令和6年 1月4日	令和6年 2月16日	棄却裁決は 妥当である	令和6年 3月4日	棄却
保護変更決定処分(生活保護法)	宮崎県知事	令和5年 6月1日	-	-	-	-	-	-
行政代執行費用納付命令(行政代 執行法)	宮崎県知事	令和5年 8月31日	-	-	-	-	-	-
介護保険料の賦課決定処分(介護 保険法)	宮崎県介護保険審 査会	令和5年 9月13日						取下げ
運転免許更新処分(道路交通法)	宮崎県公安委員会	令和5年 9月24日						取下げ
農地転用許可処分(農地法)	宮崎県知事	令和5年 10月31日					令和5年 12月18日	却下
運転免許更新処分(道路交通法)	宮崎県公安委員会	令和5年 12月6日	-	-	-	-	-	-

陳謝処分及び出席停止処分（地方自治法）※	宮崎県知事	令和5年 12月27日	—	—	—	—	—	—
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 1月4日	—	—	—	—	—	—
精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和6年 2月27日	—	—	—	—	—	—
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和6年 3月29日	—	—	—	—	—	—

※地方自治法に基づく審決申請

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量
県立学校校務用コンピュータ 400台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁高校教育課管理担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク 宮崎市橘通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
79,068,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和6年6月20日

--	--